

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則

平成28年12月20日
規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年北九州市条例第53号。）の施行その他国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項の国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 法第13条第2項及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）第13条に規定する申請書並びに同令第15条及び第16条に規定する届出書の様式は、保健福祉局長が定める。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、令和2年10月13日から施行する。